

令和6年度 一戸町人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び人数の状況

(1) 任免の状況

① 職員の採用（令和6年4月1日）

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療職その他
新規採用	3	3	0	0
新規再任用	0	0	0	0

② 職員の離職（令和5年度）

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療職その他
離職				
定年退職	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
再任用の満了	1	1	0	0

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門 \ 区分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一般行政	議 会	3	3	0	
	総務企画	34	35	1	
	税 務	8	8	0	
	民 生	21	23	2	
	衛 生	12	10	△2	
	労 働	0	0	0	
	農林水産	11	12	1	
	商 工	7	7	0	
	土 木	9	8	△1	
特別行政	教 育	18	19	1	
普通会計計		123	125	2	
公営企業等 会計	下 水 道	3	3	0	
	水 道	5	5	0	
	そ の 他	4	4	0	
合 計		135 [145]	137 [145]	2 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

② 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員 数	3	8	11	11	11	16	4	16	22	21	9	5	137

2 人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成 28 年度から人事評価制度が法律上の制度として導入されました。

当町においても、「一戸町職員の人事評価実施規程」に基づき、「能力評価」と「業務評価」を実施しております。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和 5 年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和 5 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R 4 年度の 人件費率
令和 5 年度	人 10,790	千円 9,402,859	千円 344,935	千円 1,298,849	% 13.8	% 14.2

(2) 職員給与費の状況（令和 6 年度一般会計当初予算）

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和 6 年度	人 131	千円 487,061	千円 78,279	千円 195,763	千円 761,103	千円 5,810

(注) 1 職員手当には退職手当負担金を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況

	一戸町	全国市区町村 平均
令和 5 年度	96.3	98.2

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示すものです。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	一戸町		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	308,704 円	40.4 歳	323,823 円	42.1 歳
技能労務職	—	—	288,144 円	51.2 歳

(5) 職員の初任給の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	一戸町		国	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	187,300 円	166,600 円	196,200 円	166,600 円

(6) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	経験年数 10～15 年	経験年数 20～25 年	経験年数 30～35 年
大学卒	270,660 円	347,950 円	392,783 円
高校卒	236,800 円	299,000 円	380,270 円

(7) 級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（%）
1 級	主事補、技師補、主事、技師	24	17.5
2 級	主事、技師	16	11.7
3 級	係長、主査、主任	28	20.5
4 級	課長補佐、副主幹、係長、主査、主任	53	38.7
5 級	部長、課長、主幹	8	5.8
6 級	部長、課長、参事	8	5.8
合 計		137	100.0

(8) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（一般会計決算）

一 戸 町	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,486千円	
【令和6年度支給割合】	
期末手当 2.45月分 (1.375月分)	勤勉手当 2.05月分 (0.975月分)
【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

（注）支給割合欄の（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（令和5年4月1日現在）

一 戸 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年			勤続20年	19.6695月分	24.587月分
勤続25年			勤続25年	28.0395月分	33.271月分
勤続35年		国と同じ	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額			最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
国と同じ			定年前早期退職特例措置	2%～45%加算	
1人当たり平均支給額	－ 円				

③ 時間外勤務手当

支給実績（5年度一般会計決算）	30,220千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度一般会計決算）	270千円

④ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			706千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			64,173円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度決算）			8.7%	
手当の種類（手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
徴収手当	町税等の徴収事務に従事する職員	町税等の徴収事務（1日3時間以上の外勤）	千円 9	1日につき350円
防疫作業手当	防疫作業に従事する職員	伝染病予防法第5条及び第7条の規定に基づく伝染病の防疫作業	—	1日につき700円
変死人取扱作業手当	変死人取扱作業に従事する職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第1条の規定による行旅死亡人の変死人処理作業	—	1体につき5,000円
火葬作業手当	火葬作業に直接従事した職員	火葬作業	—	1体につき3,000円
保育業務手当	保育士（幼稚園教諭を含む）	保育所、児童館、幼稚園業務	697	1月につき給料月額 の100分の2
用地交渉手当	用地取得等のための交渉に従事した職員	公共事業に係る用地取得等のための交渉の業務	—	1日につき350円

⑤ 主な手当の状況（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 （月額：扶養親族一人あたり 6,500円から15,000円）	同じ	—	千円 15,046	円 242,674
住居手当	借家・借間に居住し、月額 12,000円を超える家賃を払 っている職員に支給 （月額：27,000円以内）	異なる	支給対象となる家賃の下限 額及び住居手 当の上限額	千円 8,772	円 257,988
通勤手当	通勤のため交通機関を利用 し、又は交通用具を利用して いる職員に支給 （月額：交通機関の利用者 50,000円以内、交通用具使用者 19,900円以内）	異なる	交通機関利用 者の支給上限 額、交通用具使 用者の通勤距 離区分と支給 額	千円 6,791	円 98,412
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に支給 （月額：33,000円から56,000 円）	異なる	国は俸給の調 整額として支 給	千円 8,892	円 523,059
寒冷地手当	基準日（11月～翌年3月）に 在籍する職員に支給 （月額：7,360円から17,800 円）	同じ	—	千円 9,470	円 78,262

(10) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	町長	720,000 円
	副町長	560,000 円
	教育長	550,000 円
報 酬	議長	320,000 円
	副議長	255,000 円
	議員	240,000 円
期 末 手 当	町長 副町長 教育長	3.40 月分 （令和5年度支給割合）
	議長 副議長 議員	3.40 月分 （令和5年度支給割合）
退 職 手 当	町長 副町長 教育長	(算定方式) 給料月額 720,000 円×在職月数×40.38/100 給料月額 560,000 円×在職月数×23.28/100 給料月額 550,000 円×在職月数×18/100 (支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在） ※ 一部施設勤務職員を除く。

1 週間の 勤務時間	勤務時間の割り振り	
	勤務時間	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで（1 時間）

(2) 年次休暇の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	1 人当たり 平均取得日数
5,059 日	1,620 日	135 人	12.0 日

(3) 病気休暇及び介護休暇の状況（令和5年度）

区 分		延べ人数（人）
病気休暇	公務上（通勤含む。）の負傷、疾病	0
	結核性疾患	0
	上記以外の負傷、疾病	6
介護休暇		0

(4) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の状況

（単位：人）

区 分	男性	女性	合計
令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員	2	2	4
令和4年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	3	3
令和5年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	0	0
令和4年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0
令和5年度中に新たに育児短時間勤務をした職員	0	0	0
令和4年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0

(5) 特別休暇の導入状況（令和6年4月1日現在）

種 類	日 数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
予防接種又は健康診断を受ける場合（法令又は任命権者の定めるところによる場合に限る。）	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供に伴う検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
社会に貢献する活動（ボランティア活動）を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間
結婚する場合	町長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間
不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日
妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	10日の範囲内で必要と認められる期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の保健指導又健康診査を受ける場合	町長の定めるところにより必要と認められる期間
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要な時間の範囲内の期間
通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康維持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内の期間
8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	出産の日までの請求した期間
出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1年6月に達しない子の保育時間	1日2回それぞれ1時間
女性職員が、生理日の就業が著しく困難であるとして請求した場合	2日の範囲内の期間
職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日（再任用短時間勤務職員にあっては、16時間）の範囲内の期間
妻が出産により子の養育する場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
22歳に達する日以後最初の3月31日までに間にある子を看護する場合	一の年において5日の範囲内の期間
忌引きの場合	親族の区分により最長10日間
配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事を行う場合	1日の範囲内の期間
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から9月までの期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間
心身の活力の維持及び増進又は自己研鑽を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤続期間15年 3日 勤続期間25年 5日
災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等をする場合	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
要介護者の世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内の期間

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

（単位：人）

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合		0	0		0
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合		0	0		0
その職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃止又は過員を生じた場合		0	0		0
心身の故障のため、長期の休養を要する場合				9	9
刑事事件に関し起訴された場合				0	0

(2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

（単位：人）

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
地方公務員法（昭和25年法律第261号）等に違反した場合		1	0	0	0	1
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合		0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		0	0	0	0	0

6 服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって次のような服務上の強い制約が課されています。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

また、これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、5の(2)のとおりです。

7 退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第17号）を制定し、職員の再就職等に関して、退職管理の適正を確保しています。

8 研修の状況

(令和5年度)

研 修 名	受講人数 (人)	主 催
新規採用職員研修（前期）	8	岩手県市町村職員研修協議会
新規採用職員研修（後期）	8	
一般職員研修基礎Ⅰ	6	
一般職員研修基礎Ⅱ	5	
一般職員研修基礎Ⅲ	2	
管理者級研修	1	
管理者級能力開発講座	0	
監督者級研修	1	
監督者級選択講座（OJT・コーチング）	3	
監督者級選択講座（ファシリテーション）	3	
メンタルヘルス研修	0	
財務事務研修	1	
税務事務研修	0	
法規事務研修	1	
契約事務研修	15	
中堅職員能力向上講座	3	
リーダー養成研修	2	

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（令和5年度）

名 称	対象職員数	受診者数	受診率
生活習慣病予防健診	138 人	132 人	94.9%
胃がん検診	101 人	83 人	82.2%
子宮がん検診	42 人	26 人	61.9%
乳がん検診	31 人	20 人	64.5%

※ 生活習慣病予防健診受診者には、人間ドック等受診者含む。

(2) 健康診断の実施予定（令和6年度）

- ・ 生活習慣病予防検診
- ・ 胃がん健診
- ・ 子宮がん検診
- ・ 乳がん検診

(3) 福利厚生状況（令和5年度）

団体名	事業内容	職員の掛金	公費負担	計	公費負担割合
一戸町職員互助会	福利厚生事業	円 75,295	円 75,295	円 150,590	% 10.3
	交流事業 貸付事業	582,633	0	582,633	
岩手県市町村職員健康福利機構	ライフプラン支援事業、 厚生事業、 元気回復事業、 給付事業、 検診・健康支援事業、 貸付事業、 退職事業、 保健保養施設事業	3,612,511	2,367,912	5,980,423	39.6

(4) 福利厚生状況（令和6年度予定・予算額）

団体名	事業内容	職員の掛金	公費負担	計	公費負担割合
一戸町職員互助会	福利厚生事業	円 240,000	円 240,000	円 480,000	% 18.8
	交流事業 貸付事業	800,000	0	800,000	
岩手県市町村職員健康福利機構	ライフプラン支援事業、 厚生事業、 元気回復事業、 給付事業、 検診・健康支援事業、 貸付事業、 退職事業、 保健保養施設事業	2,663,091	1,746,000	4,409,091	39.6

(5) 公務災害及び通勤災害の認定状況（令和5年度）

前年度末 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	2	2	0	0	0

(6) 「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に対する不服申し立て」の状況（令和5年度）
該当する事案は、ありませんでした。